

## 大井町地域公共交通運賃等協議会設置要綱

### (目的)

第1条 大井町地域公共交通運賃等協議会（以下「協議会」という）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づく運賃等の協議を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を、その目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町民又は公共交通利用者の代表
- (2) 国の関係行政機関
- (3) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 副町長及び町職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長及び監事)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところ

(案)

ろによる。

- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(協議結果の取扱い)**

第6条 協議会で協議が調った事項については、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

**(事務局)**

第7条 協議会の事務を処理するため、大井町企画財政課に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、大井町企画財政課副課長及び大井町企画財政課職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(その他)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月 日から施行する。